

京都市告示第 172 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成29年6月9日から平成30年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成29年6月9日

京都市長 門川大作

1 名称

細野簡易郵便局

2 住所又は主たる事務所の所在地

京都市右京区京北細野町東ノ垣内10-1

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)